

赤煉瓦倶楽部舞鶴 会則

令和3年5月15日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、赤煉瓦倶楽部舞鶴という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

(目的)

第3条 本会は、ふるさと舞鶴に残る明治・大正・昭和初期の赤煉瓦建物などの貴重な歴史的建造物を後世に引継ぎ、それを生かしたまちづくりに関する事業を行うとともに、赤煉瓦に縁のある都市のネットワーク化を図り、赤煉瓦を活かしたまちづくり活動を支援することなどを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 赤煉瓦建物などの保存と活用に関する調査及び研究事業
- (2) 赤煉瓦に関するイベント、講演会の企画開催事業
- (3) 赤煉瓦に関する情報発信事業
- (4) 赤煉瓦に関する政策提言事業
- (5) 赤煉瓦を活かしたまちづくり活動に対する支援事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会員は、本会の目的に賛同して、入会した個人及び団体をもって会員とする。

- 2 本会の会員になろうとする個人及び団体は、所定の入会申込書を本会に提出し、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員が、本会の目的に反する行為をした場合には、理事会の議決をもって除名することができる。
- 4 会員が、1年以上会費を滞納したときは、その資格を喪失する。

(役員を選任)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 会計 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を会計とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 4 会長、副会長及び会計は、理事の互選とする。
 - 5 顧問を置くことができる。ただし、理事を兼ねることができる。
 - 6 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、会の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 運営

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集し、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

2 総会は次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画、予算に関すること。

(2) 事業報告、決算に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) 会則に関すること。

(5) その他会務運営上必要な事項

3 会長は、必要があると判断した場合、又は、会員の要求があった場合は、臨時に総会を開催することができる。

4 総会の開催は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

5 議事は、出席会員の過半数で議決する。

(理事会)

第10条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を審議決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他本会の運営に関する必要事項

3 理事会は、会長が招集し、必要に応じ随時開催する。

(会計)

第11条 本会の運営に関する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の年会費は、次に掲げる額とする。

(1) 個人年会費 1,000円

(2) 団体年会費 5,000円

3 退会の場合は、会費の返却は行わないこととする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

第4章 雑則

(細則の制定)

第13条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会においてこれを定める。

(会則の改廃)

第14条 本会則の改廃については、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

附 則

1 この会則は、令和3年5月15日から施行する。